

# 定 款

一般社団法人 東京都外国人就労認定機構

# 一般社団法人東京都外国人就労認定機構 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人東京都外国人就労認定機構（以下「この法人という」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、就労、研修、留学、移住、観光等により日本を訪れ、又は訪れようとする外国人に対して、日本の法律、文化、道徳、倫理、慣行等の価値観・ルールを習得、共有すると共に、外国人を受け入れ又はもてなす側の環境や体制を整備することにより、日本社会の安寧秩序の維持に努め、有益な情報を提供する活動を通じて国民の公共意識の高揚を図り、もって社会の進歩と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 外国人、外国人を雇用、研修、留学、ボランティア等で受け入れる者（行政機関を含む。以下「受容者」という。）、及び外国人に対してサービス等を提供する者その他外国人に関連する業務を行う者（行政機関、各国出先機関を含む。以下「外国人関連業務者」といい、「外国人」、「受容者」と三者併せて「外国人等」という。）に関する調査研究事業
- (2) 外国人等に対する教育及び研修、並びに知識修得に関する認定事業
- (3) 外国人に対する出入国、就労、起業、研修、留学、生活、観光等の支援事業
- (4) 受容者、外国人関連業務者に対する講師派遣、その他の支援事業
- (5) 本条各号記載の事業に関する講師の教育、育成事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員は、この法人の目的に賛同して入会する個人及び法人並びにこれらの者を

構成員とする団体とする。

- (2) 協賛会員は、この法人の目的に賛同し協力しようとするために入会する個人及び法人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。
  - (3) 法人会員は、この法人の事業に賛同し協力しようとするために入会する法人及びこれらの者を構成員とする団体とする。
  - (4) 賛助会員は、前項に該当しないもので、この法人の事業に賛同し、その事業を賛助するために入会する個人及び法人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。
  - (5) 個人会員は、この法人の事業に賛同して入会する個人とする。
  - (6) その他社員総会の決議により別に定める会員。
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
  - 3 各会員の種別、資格及び入退会に関する手続等については、理事会の決議により別に定めるところによる。

(正会員等の資格の取得)

- 第6条 この法人の会員になろうとするものは、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、社員総会において定める入会及び退会に関する規則に定める基準により、理事長の承認を得なければならない。
- 2 法人又は団体たる会員にあつては、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1名の者（以下「会員代表者」という。）を定め、理事長に届け出なければならない。
  - 3 前項の場合において会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を理事長に提出しなければならない。

(会費)

- 第7条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において定める入会金及び会費規程に定める会費を支払わなければならない。
- 2 協賛会員は、会費規程に定める協賛会費を支払わなければならない。
  - 3 法人会員は、会費規程に定める法人会費を支払わなければならない。
  - 4 賛助会員は、会費規程に定める賛助会費を支払わなければならない。
  - 5 個人会員は、会費規程に定める会費を支払わなければならない。

(退会)

- 第8条 会員がこの法人を退会しようとするときは、別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
    - (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
    - (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
    - (3) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
    - (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に社員総会の1週間前までにその旨を通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第8条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

## 第4章 総 会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任または解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) 理事会において社員総会に付議した事項

(8) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表

理事が招集する。

- 2 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の日前1週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法により、その通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。
- 4 前3項の場合において、代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故あるときまたは欠けたときは、前条第4項の理事が議長となる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別に定める場合を除き、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行なう。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、または議決権の行使を委託することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 前項の場合における第17条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 役員

### (役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名又は2名
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事、1名を常務理事、2名以内を副理事長とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事、常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第21条 理事及び監事は、正会員（会員代表者も同じとする。以下に同じ。）の中から社員総会の決議によって、選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては10名、監事にあっては1名を限度として、正会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 3 理事のうち、当該理事及びその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係のある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。

### (理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行し、業務を統轄する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、業務を総括する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を処理する。
- 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会において代表理事を選出し、その職務を代行する。

### (監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるものの他、監事全員により定める監事監査規定によるものとする。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事または監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める役員報酬等及び費用に関する規則により報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いを行なうことができる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により別に定める。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

(参与、顧問及び相談役)

第28条 この法人に任意の機関として、若干名の参与、顧問及び相談役を置くことができる。

2 相談役はこの法人の運営に関して、理事長の諮問に答え、意見を述べることができる。

- 3 参与、顧問及び相談役は、理事会において選任する。
- 4 参与、顧問及び相談役の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 参与、顧問及び相談役は、無報酬とする。
- 6 その他参与、顧問及び相談役に関して必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

## 第6章 理事会

### (構成)

第29条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第30条 理事会は、法令またはこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行なう。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

### (種類及び開催)

第31条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

- 2 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から代表理事に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の要請があったとき。
- (3) 前号の規定による要請があった日から5日以内に、その要請があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 法令に基づき、監事から代表理事に招集の要請があったとき、または監事が招集をしたとき。

### (招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が召集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第2項第3号による場合は、理事が、前条第2項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 代表理事は、前条第2項第2号または前条第2項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集



の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2 代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が招集し、議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議の述べたときを除く）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事または監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第22条第6項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印しなければならない。

3 代表理事が出席しない場合の理事会の議事録は、出席した理事及び監事が署名押印しなければならない。

## 第7章 基金

(基金の拠出)

第38条 この法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第39条 基金の募集内容、割当人及び払込額並びに取扱手続き等については、別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第40条 拠出された基金は、「基金取扱規程」に定める日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第41条 基金の返還は、定時社員総会における決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費収入
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他

(資産の管理及び運用)

第43条 この法人の資産の管理及び運用は、代表理事が行なうものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(資産の支弁)

第44条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事業所及び従たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類については、定時社員総会に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配の制限)

第48条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

## 第9章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会において、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の3分の2以上の決議によって変更することが出来る。

(解散)

第50条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人である場合を除く）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行なう。

## 第11章 委員会

(委員会)

第54条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、専務理事において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

## 第12章 事務局

(事務局)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 重要な使用人は、理事会の決議により、専務理事が任免する。
- 4 前項以外の職員も、専務理事が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

## 第13章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第56条 この法人は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則によるものとする。

(個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。

## 第14章 補則

(委任)

第58条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。